

現行	改定	摘 要
測量業務共通仕様書 平成 9年 4月改定 平成19年10月一部改定 平成22年10月一部改定 平成23年10月一部改定 平成24年10月一部改定 平成26年10月一部改定 平成27年10月一部改定 平成28年10月一部改定 平成29年10月一部改定 平成30年10月一部改定 令和元年10月一部改定 令和 2年 4月一部改定 令和 2年10月一部改定 令和 3年10月一部改定 令和 4年10月一部改定 令和 5年10月一部改定 令和 6年10月一部改定 山梨県県土整備部	測量業務共通仕様書 平成 9年 4月改定 平成19年10月一部改定 平成22年10月一部改定 平成23年10月一部改定 平成24年10月一部改定 平成26年10月一部改定 平成27年10月一部改定 平成28年10月一部改定 平成29年10月一部改定 平成30年10月一部改定 令和元年10月一部改定 令和 2年 4月一部改定 令和 2年10月一部改定 令和 3年10月一部改定 令和 4年10月一部改定 令和 5年10月一部改定 令和 6年10月一部改定 令和 7年10月一部改定 山梨県県土整備部	

現行	改定	摘 要
測量業務共通仕様書	測量業務共通仕様書	
目 次	目 次	
第101条 適 用 1	第101条 適 用 1	
第102条 用語の定義 1	第102条 用語の定義 1	
第103条 受発注者の責務 3	第103条 受発注者の責務 3	
第104条 業務の着手 3	第104条 業務の着手 3	
第105条 測量の基準 3	第105条 測量の基準 3	
第106条 業務の実施 3	第106条 業務の実施 3	
第107条 設計図書の支給及び点検 3	第107条 設計図書の支給及び点検 3	
第108条 監督員 4	第108条 監督員 4	
第109条 業務主任技術者 4	第109条 業務主任技術者 4	
第110条 担当技術者 4	第110条 担当技術者 4	
第111条 提出書類 4	第111条 提出書類 4	
第112条 打合せ等 5	第112条 打合せ等 5	
第113条 業務計画書 5	第113条 業務計画書 6	
第114条 資料等の貸与及び返却 6	第114条 資料等の貸与及び返却 6	
第115条 関係官公庁への手続き等 6	第115条 関係官公庁への手続き等 6	
第116条 地元関係者との交渉等 7	第116条 地元関係者との交渉等 7	
第117条 土地への立ち入り等 7	第117条 土地への立ち入り等 7	
第118条 成果物の提出 7	第118条 成果物の提出 7	
第119条 関係法令及び条例の遵守 8	第119条 関係法令及び条例の遵守 8	
第120条 検 査 8	第120条 検 査 8	
第121条 修 補 8	第121条 修 補 8	
第122条 条件変更等 8	第122条 条件変更等 8	
第123条 契約変更 9	第123条 契約変更 9	
第124条 履行期間の変更 9	第124条 履行期間の変更 9	
第125条 一時中止 9	第125条 一時中止 9	
第126条 発注者の賠償責任 10	第126条 発注者の賠償責任 10	
第127条 受注者の賠償責任 10	第127条 受注者の賠償責任 10	
第128条 部分使用 10	第128条 部分使用 10	
第129条 再委託 10	第129条 再委託 10	
第130条 成果物の使用等 11	第130条 成果物の使用等 11	
第131条 守秘義務 11	第131条 守秘義務 11	
第132条 個人情報の取り扱い 11	第132条 個人情報の取り扱い 11	
第133条 安全等の確保 13	第133条 安全等の確保 13	

現行	改定	摘 要
第 112 条 打合せ等 1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、業務主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。 2. 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、業務主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。 3. 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。 また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督員に提出しなければならない。 4. 業務主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。 5. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表等による。 6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 第 133 条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1） 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月、建設工事必携に掲載）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 （2） 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。 （3） 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。 2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。 3. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教	第112条 打合せ等 1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、業務主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。 2. 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、業務主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。 3. 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。 また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督員に提出しなければならない。 4. 業務主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。 5. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表等による。 6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。 ※1ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※2ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。 第 133 条 安全等の確保 1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1） 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和7年3月、建設工事必携に掲載）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 （2） 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。 （3） 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。 2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。 3. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全	

現行	改定	摘 要
育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。 4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。 5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 （１） 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号令和元年9月2日、建設工事必携に掲載）を遵守して災害の防止に努めなければならない。 （２） 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。 （３） 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 （４） 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 （５） 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。 6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。 7. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。 8. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。 第 140 条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号）による必要な措置をとるものとする。 1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を	教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。 4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。 5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 （１） 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号令和元年9月2日、建設工事必携に掲載）を遵守して災害の防止に努めなければならない。 （２） 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。 （３） 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 （４） 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 （５） 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。 6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。 7. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。 8. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。 第 140 条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（令和 6年 4月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	

現行	改定	摘 要
発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。		